

特集

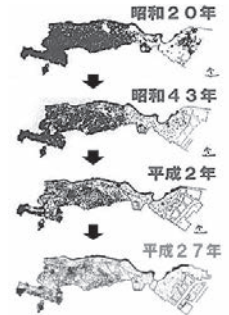
「川崎市緑の基本計画」の改定に向けて



緑の現状・課題

川崎市には、丘陵地や埋立地など、さまざまな地形が存在し、樹林地や農地、緑化地等の緑が分布しています。しかし、首都圏の中心に位置する立地条件の良さなどから、市域の大半が市街化しており、樹林地や農地の減少傾向が見られます。

こうした中、現在「川崎市緑の基本計画」に基づき、市民団体など多様な主体と協働して、緑の保全、創出、育成を進めています。また、生活空間に身近な緑を求める市民の意向や、防災・減災、生物多様性、地球温暖化など、緑を取り巻く社会情勢の変化への対応も課題となっています。



【緑の分布の推移】

これまでの経緯

平成27年6月に、有識者等で構成される「環境審議会」に対して、緑の基本計画の改定について諮問しました。諮問後、「環境審議会」の専門部会である「緑と公園部会」で、審議を行い、次期計画の骨格や、施策展開の方向性など、専門的な議論を進めてきました。また、これと並行して市民とのワークショップやアンケートなどを行い、市民の緑に対する意向を調査しました。そして3月に「環境審議会」から計画の改定について答申を受けました。



【みどりづくりワークショップ】

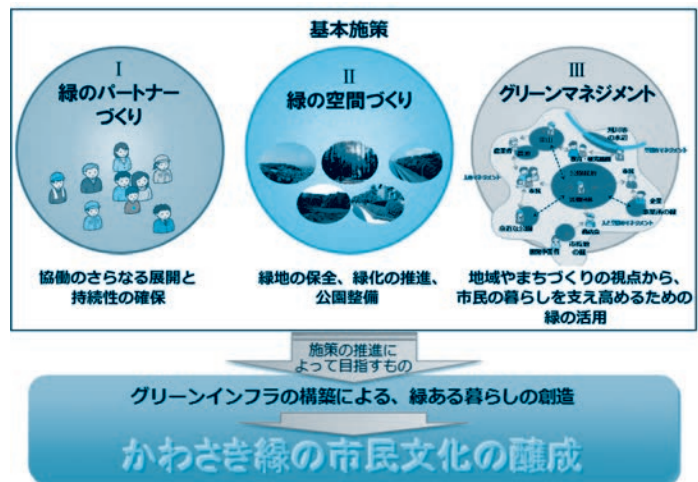
主な答申内容

答申では、現行計画の基本理念・基本方針などの骨格は継承しながら、新たな視点として「マネジメント」の追加が必要としています。

そして、基本方針を実行するために、「緑のパートナーづくり」、「緑の空間づくり」、「グリーンマネジメント」の3つの基本施策に基づき、取組を推進すべきとの答申がありました。

詳しくはホームページをご覧ください。

検索



今後の改定の流れ

「環境審議会」からの答申を踏まえ、平成30年度からの10年間の計画として計画案を取りまとめた後、パブリックコメントを実施し、来年の3月に計画を改定する予定としています。

問い合わせ：建設緑政局みどりの企画管理課 TEL 200-2399



お知らせ

緑の保全地域の指定に向けて

環境審議会に「杉山神社」(多摩区西生田:約0.7ha)を緑の保全地域に指定することについて諮問し、「指定することが適当である」との答申を受けました。

この答申を受け、4月中に緑の保全地域に指定する予定です。なお、今回の指定により、緑の保全地域は34箇所、面積約31.2haとなります。

検索

問い合わせ：建設緑政局みどりの保全整備課 TEL 200-2381